

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年12月18日(木) 開会 午前 9時30分

閉会 午後 1時33分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 松 本 喜 一 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 氏 家 晃 白 石 幹 男

関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 福 田 裕 司

地方自治法第100条第1項の規定により出頭及び証言を求めた者

Tech Design株式会社代表取締役 山 崎 吉 雄

有限会社 赤 坂 解 体 工 業 代 表 赤 坂 学

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年12月18日 午前9時30分開議 全員協議会室

日程第1 証人尋問

日程第2 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎証人尋問

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、証人尋問を行います。

当委員会に付託されました調査事項は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項であります。本件について、山崎吉雄さん、赤坂学さんから証言を求めます。

各委員に申し上げます。本日は、限られた時間の中で証人の方に証言を求めるものでありますので、的確なご発言をいただくとともに、重複した質問は行わないようお願いいたします。

なお、先日お配りした資料にもございますが、証人を侮辱し、または困惑させる尋問、誘導尋問、重複する尋問、争点に関係ない尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問はできませんので、そのような質問については委員長の権限で中止を求める場合もございます。

それでは、能率的な議事の進行ができますようご協力をお願いいたします。

なお、報道関係者の方に申し上げます。証人が証言しやすい環境づくりのために必要であります

ので、カメラ等による撮影については、証人が宣誓を行うまでとし、証言中の撮影は禁止といたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、証人の入場時の際の撮影についても、これを禁止いたします。撮影に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

それでは、山崎吉雄さんに入室していただきます。

〔山崎吉雄証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 山崎吉雄さんにおかれましては、本日お忙しいところ、ご出頭くださりまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。それは、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことができません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。それは、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっています。以上のことをご承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立願います。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（山崎吉雄君） 1点、ちょっと宣誓前に確認したいことがあるのですけれども、この宣誓書のほうには何事も隠さずというような記載があるのですけれども、先ほど委員長のほうが読み上げていただいたとおり、弊社は取引先との秘密保持契約というのを厳格に結んであるところがあるのと、あと営業機密上の情報、これはちょっと開示できない場合もございますので、そのときは開示できませんと申出をするという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 今は、宣誓のところですので、もしも宣誓をその理由をもってされないというのであれば、宣誓を拒否することになるのですけれども、宣誓をいただいて、答弁をしていただくと。その際に、秘密保持契約があるので答えることができませんということは言っていないでも構わないと思いますが、今の時点でもしもできませんと言われるようだと、宣誓をも否定することになるのですけれども。

○証人（山崎吉雄君） 分かりました。もちろん虚偽を申し上げるようなことはしないのですけれども、申し上げられない情報、開示できない部分もあるのでという。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。その部分に関しましては、宣誓の後、証人に発言いただく場を設けようと思います。

○証人（山崎吉雄君） はい、分かりました。

○委員長（内海まさかず君） では、まず宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人（山崎吉雄君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年12月18日、山崎吉雄。

○委員長（内海まさかず君） ご着席をお願いいたします。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印を願います。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） 証人には、先ほどの意見陳述の場は尋問を始める前に設けようと思いますので、その前まではしばらくお待ちください。

これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。その際、座ったままで結構です。

委員の皆様申し上げます。本日は事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力お願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは山崎吉雄さんですか。

○証人（山崎吉雄君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（山崎吉雄君） Tech Design株式会社代表をしております。

○委員長（内海まさかず君） それでは尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや、知らないことを証言する必要はありません。知らないことは、知らないとお答えいただいて結構です。また、今回、証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論をすることはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、そのときにはお申出ください。

ここで、証人の申出を受けたいと思います。

ご意見があるようでしたら発言を許します。

○証人（山崎吉雄君） 先ほどの宣誓前の質問でよろしかったのですかね。

○委員長（内海まさかず君） まだ質問しておりませんので、証人のほうから言いたいことがあるというのを事務局のほうから聞いておまして、それを許したいと思いますので、ご発言願います。

○証人（山崎吉雄君） 先ほど申したとおりで、取引先との秘密保持契約の部分、それから当社の営業機密に関わる部分、そういうところの質問に関してはお答えできない場合がございますので、そこをご了承いただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

それでは、山崎証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの物品納入等についてとなっております。

委員の皆様からお願いいたしたいと思います。

青木委員。

○委員（青木一男君） 山崎吉雄さんにおかれましては、大変お疲れさまでございます。まず初めに、私から質問させていただきます。

現在行っております事業における役職と職務内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 現在の事業は、IT関係と言えば分かりやすいのですかね。主に企業様に向けてシステムであったり、企業さんのIT周りを全般やるのと、あとはプロモーションの部分、ブランディングとか、分かりやすく言うとホームページを作ったりとか、集客のお手伝いしたりとか、そういったところになります。役職については、代表取締役をしております。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、現在の企業さんにおける人員構成をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） アルバイト1名です。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 令和4年度と令和5年度に関しまして、学校法人陽光学園ひまわり学童さん
に対してのお取引があったかと思いますが、そのときの役職、職務内容もお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 今と変わらずで、代表取締役です。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 今日はありがとうございます。大変ご苦労さまです。

私のほうからは、ティ・エイチ・エス、一応佐山社長さんとの関係を伺いたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 取引先です。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、佐山さんとの今までの関わりはどうだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 中学校と高校は同じ学校に行っていたので、そこでの顔見知りということは
あります。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、今回の補助金についてですが、この補助金について何か聞いたことが
あるとか、もし分かる範囲で結構なので、お答えをお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 何も聞いていません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 山崎証人、本日は大変お疲れさまでございます。

私どものほうに届いております書類等を見ますと、学童の藤岡校、そして岩舟校と物品納入の実績があるということでございまして、藤岡校については補助金対象ではございませんので、参考資料として頂いたのかなというふうに感じておるところですが、ちょっと岩舟校と比べたときについて何点かお伺いさせていただきたいのですが、例えば同じテーブルを両方とも納品されていらっしゃるけれども、藤岡校に納品時は1万9,900円ですが、岩舟校については4万円という単価計上になっております。これテーブル自体がそんなに値段が変わるのも不思議だなというふうに思うところなのですが、この単価の違いというのはどういった理由からかというのは覚えていらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 細かい仕様に関しては、ちょっと記憶はないのですが、その当時のご

依頼に応じて算出した請求書になっています。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちなみに、藤岡校のほうにつきましても、会議用テーブルということで裏板つき、キャスターつき、サイズ等、色等も記入されておりますが、藤岡校については、岩舟校については、ただテーブルという記載しかなくて、見積りですとか請求等においてこんな簡易な品番、品名の記入というのは、なぜ違いが出たのかなと不思議に思ったところなのですが、その理由についてお伺いしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） ひまわり学童のほうの請求書に関してですよね。当時のご依頼内容に応じて作った資料です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先方からの依頼でこういった記入にしてくれという依頼があったということですか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 先方からの依頼ではなくて、先方の注文内容がありますよね。それにに応じて私の、自社の算出方式に従って書き出した請求書です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、メーカー、サイズ、色等については、特段そこに記入する必要はないという判断だったということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） そうのことだと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 分かりました。

それでは続いて、岩舟校のA3カラー複合機、税込みで161万7,000円という請求書が提出されております。これは資料の1の3に載っているかと思うのですが、この金額というのが、金額に触れる前に、これは購入をされているということですのでよろしいのですよね、ひまわり学童さんが。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） はい、購入されています。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） なかなかこういった機械を購入するというのは比較的珍しく、結構今レンタルですか、レンタルを活用される会社等が多いのですが、あくまでも購入という前提で先方からご依頼があったという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） ちょっと質問になるのですが、購入というのは現金購入かリース契約かということによろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 当時、ご要望、特に現金でとかリース契約でというご要望はいただいていたのですが、この契約に関しては現金で購入いただいています。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先方から現金で購入をするという話だったのかなと思いますが、恐れ入ります。これはお答えいただけるかどうかちょっと私も判断しかねるのですが、先ほど現金購入とリース契約ということで発言いただきましたが、御社におかれて現金の購入とリース契約というのが我々の認識と何か違うのかなって判断しかねるところがありまして、御社における現金購入とリース契約というのはどのようなものか教えていただけてよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） すみません。先ほどの答弁の中で、Techさんは契約が違う、認識されずにこれを書かれているというふうに受け取ることができたのですが、リースでもない、現金購入でもない、どういう経過でこうなったのかというものをもう一度教えていただけますでしょうか。

山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） この契約に関しては、現金というのは別に現金で渡すわけではなくて、銀行振込とか、支払い方法は様々なのですが、一括であったり、分割の場合もあるので、要するにリース契約ってリース会社を通しての販売形態になるので、そういった手法は用いていなくて、直接ひまわり学童さんと契約させてもらって、支払い、入金を行ったという形です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ありがとうございます。何分そういったことに疎いものですから、大変失礼いたしました。

それでは、確認しますが、Tech Designさんではリース契約等での取引というのは行っていないということによろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） リース契約もやっています。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 例えば、ひまわり学童岩舟校、当初7名の生徒が在籍予定だったということで私ども聞いておりますが、学童保育等においてこのカラー複合機が必要があるのかないのか、これは難しいところですが、毎日さほどプリントする、コピーをするという必要性がないところに、

これだけ高性能なコピー機が必要なのかなとお感じになったことはございますか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） それはカラー複合機だからということでよろしいのですか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） カラー複合機だからということも加味した上で、小さな事業所において、これだけの高額なものを納入することに対して、不自然さをお感じになったことはございませんか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 不自然さは感じませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 冒頭に戻りますが、これはひまわり学童クラブ理事長のほうからこの機種を入れてほしいというご依頼があったということですよ。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 機種を選定は私のほうで行っています。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、ひまわり学童クラブ理事長のほうからいただいた要望というのは、どういった要望だったか覚えていらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 依頼内容、通常のカラー複合機という内容だったと思います。ちょっとそこは、細かい依頼内容は覚えていません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、山崎証人がこれがいいのではないかとということで、この機種をお勧めになられたという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） そのとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 例えばですが、私どもも多少なりパソコンを使いまして、確かにこういった高性能機種を使いたいのはやまやまですが、なかなか手が出なくて、ちなみに私の家にある複合機、カラーも使えますが、1万5,000円程度で販売されているものを何とか入手して使っております。もっと廉価版のものをお勧めするという選択肢は、そのとき証人のほうにはございませんでしたか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 当時の細かい内容は、ちょっと記憶、もう忘れていた部分があるのですけれども、当時の依頼内容に基づいて機種を選定したといったことになります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 依頼の内容に基づいての機種選定ということは、それなりの高性能、高額なものという依頼があったというふうにも取れてしまうのですが、決してそうではなかったということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） ごめんなさい。もう一回質問になってしまうのですが、そうではなかったというのは、高性能ではなくていいよということですか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 高性能ではなくてもいいよということでございますけれども、この機種が結構新しいものでございますし、金額的にも高性能と言わざるを得ない金額ではないかなと、これは私も素人目からするとそのように映りかねないのですけれども、この金額のものを選定をした理由というのが私どもからはちょっと分かりかねるところがあるわけですし、山崎証人からこれなんかがお勧めですよということではなく、先方からそんなに高くはなくてもいいけれども、こういった性能をということであったとしても、一般の方々からすれば非常に高い。あちこちの事業所の話をお聞きしたけれども、カラー複合機にそれほどの金額はとて出せないというところが多うございまして、こういった機種を使用する場合はほとんどリース契約が多いという話を聞いております。

しかしながら、先方のほうから購入という形でカラー複合機を設置したいというご要望があれば、当然ながらTech Designさんとすれば購入者の要望を聞かざるを得ませんから、そのようにされたのかなというふうにも思うところがございますが、再度確認をいたしますが、こういった機種、性能的なものも含めて購入をさせていただきたいというのは、先方からのご依頼であったということは間違いありません。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 購入の依頼は受けました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 機種を選択、価格のほうは、取りあえず今お示しいただきましたので、では岩舟校のカラー複合機、どちらのほうに納入をされたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 当時、板倉に納めています。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 複合機のほうは、板倉に納めたということでございます。

設置のほうはされたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） このときは、納品しただけです。設置というのは、設定も含めて動かせるよ

うにすることだと思うのですけれども、納品だけしました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ありがとうございます。ちなみに、私、こんな高いのを使ったことないのですが、設定というのは、例えば山崎証人のようなプロの方、プロというか専門職の方等がやる、できないとできないのか、我々一般人でも説明書、マニュアルを見ればできるものなのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） この機種に関しては、ある程度の知識がないと設定はできないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、板倉校に納品を、納入をされて設定はしていなかった。では、その後に岩舟校で使う分でございますので、岩舟校に再度搬送をした後、設定をしたという記憶はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 後から移設したので、設定してくださいという依頼は受けました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 恐れ入ります。それは、期日的には、おおよそで結構ですが、何月頃だったかというのは覚えていらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 記憶が確かではないのですけれども、請求書どおりだと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、請求書では11月30日ということになっていらっしゃいますけれども、それでは設置したのはそれよりずっと前であったということよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 納品がこの請求書の期日です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、岩舟校に移設をして、設定したのはいつ頃か覚えていらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） それは、岩舟校開校後です。4月開校だと思っておりますけれども、通常。少したってからでした。6月とかではないですか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 実は、岩舟校でパソコンスクールですか、そういったものをやっていた証人の話によると……違います。岩舟校に出入りをされていた職員の方の話によりますと、

1月から岩舟校をずっと見ていて、パソコンと複合機の設置はなかったという話をいただいております。その証言は、では間違いであったということで、間違いなく設置をしたということでよろしいのですね。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） はい、設定はしました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 間違いなく設定をされたということで、それを疑うわけではございませんが、ちなみに納入をされた複合機というのは、常に電源は差しておくべきものですよ。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 使用する場合は、電源を差す必要があります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちなみに設置をされたのは、どの部屋のどの位置だったかというところまでは覚えていらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） では、図面を。

○委員（広瀬義明君） そうか、図面がないよね。

○委員長（内海まさかず君） 岩舟校の図面がたしか1の5の一番下あたりか。それです。その図面を見ていただいて、設置した場所はどちらのほうになりますでしょうか。ちょっと言葉で言うのは難しいかもしれませんが、お願いできますでしょうか。

○証人（山崎吉雄君） 恐らくこの事務室。

○委員長（内海まさかず君） 入り口を入れて右手。

○証人（山崎吉雄君） ではないですかね。

○委員長（内海まさかず君） ではないですかと。設置されたのは山崎証人だと思えるのですけれども、ではないですかというのは。

○証人（山崎吉雄君） 複合機が置いてあるのは、この事務室だと思います。ちょっと図面今読んで、ちゃんと把握できていないので、初めて見たので。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） もうちょっと待ってください。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 数年前のことですので、記憶も曖昧になっていらっしゃると思います。先ほど山崎証人のほうから、コンセントは、使うときはそれは差しますよというお話がありました。普通複合機のコンセント、ファクス等も取りますので、常に電源が入っている状態なのだろうなと思いますが、委員長、すみません。証人に写真の提示をしてもよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） はい。

○委員（広瀬義明君） 青インデックス、R7年8月6日、子育て総務課804の資料があるかと思うのですが。

〔「赤だと2の3ですね」と呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） 赤だと2の3になります。

○委員長（内海まさかず君） どのような写真になりますでしょうか。

○委員（広瀬義明君） カラー複合機が設置をされているという、後ほど行政職員が撮ってきた写真になります。資料の一番最後のページ、一番上でございます。確認いただけましたか。

○証人（山崎吉雄君） はい。

○委員（広瀬義明君） この写真の設置場所で間違いございませんか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） これの場所が分からないのですけれども、ごめんなさい。この写真からだと場所の判定ができません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 拡大写真で周囲が映っていないので判断難しいかと思いますが、写真を見ていただいて分かるとおりに、複合機の上にコンセントが丸めて置かれております。これは先ほどの証人のお話ですと、通常はこういった使用法はあり得ないのではないかと思うところがございますが、この写真を見て設置した人間からするとどのように感じられますか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 電源が入っていないかどうかについてであれば、それがどういう理由で抜いてあるのかはちょっと私には分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おっしゃるとおりだと思います。別にその点について証人に何かしらの証言をいただくとは思っていませんが、では複合機から一回離れて、パソコンについてお伺いさせていただきます。資料の1の3です。赤の1の3のほうに、見ていただいて分かるとおりに、パソコンのデスクトップが3台、ノートパソコンが1台納入されていらっしゃるんですが、デスクトップが3台で54万円、ノートパソコンが1台で16万円、合わせて4台が納入されておりますが、これもメーカー、型番等が入っておりません。これも先ほどのテーブルと同じ理由ということでよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） それで、大丈夫です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、このパソコン4台の納入先はどちらだったでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

- 証人（山崎吉雄君） これも板倉校に納品しています。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） その板倉校に先ほどのテーブル、椅子、そして複合機、そしてこのパソコンと発注いただいた納品先は、では板倉校ということで指定をされたということによろしいのですね。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） そのとおりです。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 実は、このパソコンでございますが、行政担当が確認に行きましたところ、ノートパソコン等の……さっき何番だったっけ。写真。
- 〔「2の3」と呼ぶ者あり〕
- 委員（広瀬義明君） 2の3。
- 委員長（内海まさかず君） 赤インデックスの。
- 委員（広瀬義明君） パソコンが全て使用されていなかったという発言がございました。これは設定までは行っていらっしやらなかったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） パソコンの設定ということですね、要するに。
- 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） 設定は行いました。
- 委員（広瀬義明君） それは、岩舟校で行ったということによろしいのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） はい。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） パソコンの使用方法等については、伺いましたか。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員、もう少し質問の内容を具体的に言っていただけますでしょうか。
- 委員（広瀬義明君） その納入されたパソコン4台は、学童保育で職員が使うものだったのか、岩舟校ではパソコンのカリキュラム教室といったものもパソコン教室というものも行うということで、子供向けに教えるために使うために納入したのか、その辺の使用用途というのは聞いていらっしやいますか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） それは聞いていません。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 先日の証人喚問で得た情報では、そこでパソコン教室を行う際に岩舟校においてパソコンがないので、藤岡校、板倉校から担当者が持って行って教えていたという発言がござ

いましたが、それらについては証人は一切知らないということによろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 岩舟校に関してですね。は知らないです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これもちょっと先ほどのと同様、写真を見ていただきたいのですが、先ほどの複合機の下のほうにパソコンがございます。デスクトップパソコン等については、ノートパソコンと違いまして、使う機会があるからすぐさまセットしようというものではございません。にもかかわらず、このデスクトップパソコンにおいては、配線どころか電源のコードもつけられていないと。これは、設置したとはとても言えないのではないかなと思いますが、このような状態で設置した覚えはございますか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） この写真がいつ撮られたのかちょっと私分らないので、あれですけども、設置はちゃんとしました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この写真は、申し訳ございません。今年の6月に撮られたものでございまして、昨年、証人が設置していただいたときからは随分時間はたっつていらっしゃいます。昨年、岩舟校が開設した後に設置をされたとすれば、このような状態で設置した覚えはないということによろしいのですね。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） ちょっと写真だけだと判断が難しいです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、パソコンの接続等は素人でも何とかできるかもしれませんが、証人からしますと答弁しづらい、しづらいというか、プロがこんなままに放っておくことはないので、その後どうなったかまでは知るところがないというところだと思いますが、最後に私のほうから、ノートパソコンを3台納入されておりますが、これは同一機種ということによろしかったですか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） デスクトップのほうですよ、3台。

○委員（広瀬義明君） 失礼しました。デスクトップですね。

○証人（山崎吉雄君） 機種まではちょっとちゃんと覚えていないですけども、いろいろな機種が入っていたのではないかなと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） いろんな機種が入っていたということですが、単価が全て同一単価になっております。機種が違って同価格で販売したということによろしいのですね。

- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） そのとおりです。
- 委員（広瀬義明君） ありがとうございます。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） それでは、資料の……
- 委員長（内海まさかず君） 赤インデックスですか。
- 委員（白石幹男君） 赤インデックスの4の3です。
- 委員長（内海まさかず君） 資料の説明もお願いいたします。
- 委員（白石幹男君） そこに請求書としてTech Designさんから出ています。これはフジオカクリーンワークス御中となっております。この資料は、市のほうで藤岡校の1,200万円の補助金を出すための補正予算を組むに当たって、これは佐山氏から出てきた資料だと思いますけれども、この請求書、フジオカクリーンワークス御中ということで出ておりますけれども、これは藤岡校の補助金の対象としてこの請求書が出てきたわけですが、藤岡校に納品したという記憶はございますでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） こちらは板倉校です。
- 委員長（内海まさかず君） 板倉校に納品された。
- 証人（山崎吉雄君） はい。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 請求書の宛先がフジオカクリーンワークス御中となっておりますので、これはフジオカクリーンワークスからこの品物の依頼があったと、納品の依頼があったということでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） 当時、ひまわり学童で使うということは認識はしておったのですが、請求書の宛先はフジオカクリーンワークスになっています。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） この請求書を出した時点では、納品場所はどこに納品したのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） 板倉校です。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） その後の使い道というか、藤岡校で使うというようなことを聞いていたというだけのことなんでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

- 証人（山崎吉雄君） 使い道に関しては、ちょっと存じ上げません。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） それでは、一つお聞きします。ひまわり学童クラブの中では、どのような立場でお仕事をされていたか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） 基本的には取引先ではあるのですけれども、あとは板倉校では週に1回パソコンの教室というのは実施していました。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 藤岡校、岩舟校では、そのような計画はあったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） 計画があったかどうかは、ちょっと分かりません。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 佐山氏からパソコンの先生として藤岡、岩舟でやっていただきたいという話はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） なかったです。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 1の4に事業計画書がございます。
- 委員長（内海まさかず君） 赤インデックスの1の4。
- 副委員長（大浦兼政君） 赤インデックス1の4、事業計画書。
- 委員長（内海まさかず君） のどこら辺になりますか、ページが書いてありますけれども。
- 副委員長（大浦兼政君） 6ページです。こちらの組織図、案でございますが、存在は知っていましたか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） 知らないです。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 分かりました。ということは、藤岡も岩舟でもパソコンクラスとして、先生としては活動はされていなかったということよろしいですか。
- 委員長（内海まさかず君） 山崎証人。
- 証人（山崎吉雄君） していません。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 山崎証人のTech Designさんにおかれましては、今板倉校の話が出ましたけれども、板倉校開設に当たって学童のホームページ等も作っておられて、開設に当たる

ビデオみたいなものも手がけていらっしゃると思うのですが、板倉校等に開設をするに当たって、佐山氏からどのようなイメージといたしますか、思いというのを聞かれたことはございますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） どのようなかというと、結構長い話になってしまうので割愛しますが、やっぱり学童保育というものの自体が待機児童の問題を解消するという施設だと思うので、そこを手がけていきたいのだという話は受けて、その上で、やっぱり今の時代ITに強い人材も育てなければいけないとかそういう話もした上で、パソコン教室もやっていきたい。それ手伝ってくれないかというような話は受けました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） だからどうだという話ではないのですが、ホームページ、そして動画を拝見して、結構、私、非常に優れたものだなというふうに感銘を受けたものですから、ちょっとそのために聞かせていただいたのですが、ではその当時は、山崎証人、そして株式会社Tech Designさんもそういったことであれば応援していきたいなというところからのスタート、付き合いの始まりということによろしかったですか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） そのとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 納品先が全て板倉町であったというふうにおっしゃってありました。まず、藤岡校で使うものとか岩舟校で使うものってあったと思うのですが、板倉校に全て持っていったとしています。どういう説明を受けて板倉校へ持っていかれたのですか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 記憶、しっかり正しいかどうかは分からないのですが、まだ岩舟校が工事中であったということだったと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。

実は、今の問題点というものが、工事がしっかり行われたか、納品がしっかり行われたかということの調査を今行っているわけでございまして、先ほどデスクトップのPCも3台が違うメーカーであると。当然ですが、御社の帳簿上、当然仕入れ先、そして仕入れの額、そういったものが、額まで必要はないのですが、当然御社が振り込んだ証明であったり、購入した証明、それは当然のように帳簿上はあるということによろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 確認はしていませんが、あるはずです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、その資料の請求をさせていただきたいと思いますが、もう一度言います。守秘義務に関わる部分が必要ではなくて、ご購入を、仕入れたよという証明、それが分かるものが我々は必要となりますので、それのご協力はしてほしいと思いますが、その資料は帳簿上等にあるということだと思いますね。

○委員長（内海まさかず君） 山崎証人。

○証人（山崎吉雄君） 資料請求に関しては、文書か何かで明確な、この文書を欲しいという回答をいただいて、その上でちょっと回答したいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 委員の皆様、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では最後に、私のほうから一つお尋ねさせていただきます。見積書、請求書において、製品の型番とか型式とかが書いていないのですけれども、これって御社では普通のことなのでしょうか。これが、今回が特別だったのでしょうか。

○証人（山崎吉雄君） 型番を書かないことはあります。

○委員長（内海まさかず君） 以上で山崎吉雄さんに対する尋問を終了いたします。

山崎吉雄さんにおかれましては、長時間にわたり誠にありがとうございました。

ここでご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

〔山崎吉雄証人退室〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時31分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午前10時45分）

○委員長（内海まさかず君） それでは、赤坂学さんに入室をいただきます。

〔赤坂 学証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 赤坂学さんにおかれましては、本日はお忙しいところご出頭くださりまして、誠にありがとうございました。本委員会の調査のためご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。それは、証言が証人または証人の配偶者、4

親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、お申出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。それは、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に対し著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっています。以上のことをご承知いただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立願います。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（赤坂 学君） 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年12月18日、赤坂学。

○委員長（内海まさかず君） ご着席願います。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印を願います。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。その際、座ったままで結構です。

委員の皆様申し上げます。本日は事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは赤坂学さんですか。

○証人（赤坂 学君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（赤坂 学君） 解体業です。

○委員長（内海まさかず君） それでは尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや、知らないことを証言する必要はありません。知らないことは、知らないとお答えいただいて結構です。また、今回、証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論をすることができませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、そのときにはお申出ください。

各委員から尋問させていただき、その後、必要があれば私からも尋問をいたします。

赤坂証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの工事等についてとなっております。

委員の皆様からお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 提出いただきました請求書等を拝見させていただきました。ずばりお聞きいたします。こちらは、どこの解体工事なのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） これは藤岡校と板倉校の改修工事です。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） かしこまりました。後ほどまたご質問させていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） まず初めに、私から質問させていただきます。先ほど委員長のほうからも質問ありましたが、現在行っている事業におかれまして、役職と職務内容を聞きたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 赤坂解体工業の代表取締役をやっています。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 現在の組織内での人員構成をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 代表が自分で、自分の妹が取締役です。従業員が3名です。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今回の調査内容は、先ほどちょっと質問ありましたが、藤岡校、岩舟

校、そして板倉校を対象にした調査になっております。先ほど工事されたということなのですが、その工事をされたときの役職、そしてまた職務内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 当時の役職をお願いいたします。

赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 当時の役職も現在と変わらず、自分が代表で、妹が役員で、あとは従業員3名と、あとは外注さんも来ていたかもしれないのですけれどもというところです。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ご苦労さまでございます。

私のほうからは、株式会社ティ・エイチ・エスとの関係をまずお伺いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 代表の佐山さんとはもう近所で、昔からの幼なじみという感じで、自分もダンプとか自家用車とかも全部関連会社のチャンプオートさんをお願いしているという形で、昔からのお付き合いです。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 分かりました。

では、次に補助金についてお伺いいたします。例えば藤岡校、岩舟校、板倉校について、補助金の話というものを何か聞いたとか記憶ありますか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） それは、全然聞いていなかったです。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、今度工事について伺います。今、大浦副委員長が聞いたのですけれども、この藤岡校、岩舟校、板倉校について、改めて工事に入ったというのは何か所で、どの場所でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 一番最初に板倉校に入らせていただいて、その後藤岡校、岩舟校に関しては自分が入っていません。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ご苦労さまです。

この請求書を見ると、学校法人陽光学園と、もう一つはフジオカクリーンワークスと2つ同じ値段でこれ請求書は入っているのですけれども、その辺の説明はできるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 自分が知っているのは、陽光学園の請求書を見ているので、多分入金先がクリーンワークスになっているので、書き換えたのかもしれないです、それは。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 請求書には、赤坂解体工業って両方入っているのですけれども、では陽光学園しか請求は出していないということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） いや、クリーンワークスにも出しているのかもしれないですけれども、自分が今手元で見ているのが陽光学園なので、入金のあるで書き換えたのかもしれないです、それは、ちょっと分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） その辺は記憶にないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） ちょっと自分、分かりません。

○委員長（内海まさかず君） すみません。この事務というものは、赤坂証人がやられているわけではないということなのではないでしょうか。

○証人（赤坂 学君） はい、妹が請求書とかを作っているのです。

○委員長（内海まさかず君） 書き換えられているのですけれども、そこにこの宛先書いてくださいというような依頼を受けたことはございますでしょうか。

○証人（赤坂 学君） いや、ちょっと記憶にないです。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、この請求書の宛先の関連で伺いますけれども、まず4の3、赤のラベルの4の3。

○委員長（内海まさかず君） 資料の説明もお願いいたします。

○委員（白石幹男君） これは佐山氏が藤岡校の補助金を申請するために出されてきた請求書です、補助金を請求するために。このときは、フジオカクリーンワークス御中となっています。もう一つ、1の2かな、1の2、これは正式に藤岡校の補助金を請求するための書類、正式に、そのときは同じ内容で学校法人陽光学園御中となっております。これを見ますと、佐山氏から請求先を陽光学園に変えてくれといった要請があったので書いたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 重複になりますが、赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） ちょっと記憶にはないのですけれども、そうだったのかもしれないです。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 記憶にないという、本人は記憶はないけれども、どこか、会社の事務員か何かが要請されて書いたということなのではないでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

- 証人（赤坂 学君） その可能性はあると思います。
- 委員長（内海まさかず君） 通常宛先を変えてくれとかというものがあつた場合に、それは社長として判断はされますか。というか、そういうことがありますでしょうか、まずは。変えてくれとか。
- 証人（赤坂 学君） 例えば宛先を間違えて書き換えてくれということは他社さんでもありますので、それは自分が連絡いただければ、それを事務に伝えて書き換えてもらって、もう一度出すということはありません。
- 委員長（内海まさかず君） 通常事務の方が受けて、書き換える、書き換えないという判断は、事務の方がされますか、それとも社長自らがされますか。
- 証人（赤坂 学君） 自分のところに連絡があれば、自分が書き換えてくれって事務のほうに伝えて。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 結局、これ支払いは、どこからされたのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。
- 証人（赤坂 学君） 入金の確認を見たら、フジオカクリーンワークスになっていたと思います。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） その時点で、請求書が2つあるわけですけども、なぜ陽光学園から入らないのかというのは疑問には思わなかったということですか。
- 委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。
- 証人（赤坂 学君） 関連会社なので、別に違和感はなくいただきました。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） では、陽光学園御中という請求書で、内容についてお聞きしますけれども、まず庭石処分費ということになっています、最後の。一昨日か……
- 委員長（内海まさかず君） どこの庭石かって聞いていただければ。
- 委員（白石幹男君） これ庭石ってどこの庭石だったのでしょか。
- 委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。
- 証人（赤坂 学君） これは板倉校の南側に、佐山さんが借りるとかという話の土地があつたのですけれども、そこの植栽の撤去と、あと下にすごく不法投棄とかされていて、瓦礫類が物すごく埋まっているのです。そこで出た石です。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 園長さんとかは、横塚園長さんが証人尋問やつたのですけれども、板倉校にはこういう庭石はなかつたというふうに言っているのですが、ちょっと不一致がある部分があるのですけれども、そこら辺は証明できますか。
- 委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

- 証人（赤坂 学君） 幼稚園の敷地の道を挟んですぐ南側の土地だったので、多分淳先生も把握していると思うのですが、そこにその植木と瓦礫類を撤去したときは多分いたと思うのですが、
- 委員長（内海まさかず君） その土地というものは、陽光学園の土地なのでしょうか。
- 証人（赤坂 学君） 借りるって自分聞いていたのですが、そこを借りて整地して使いたいというわけで。
- 委員長（内海まさかず君） 佐山氏がということでしょうか。
- 証人（赤坂 学君） そうです。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 直接は、板倉校の処分ということではないということですか。
- 委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。
- 証人（赤坂 学君） そこを学童クラブとして借りると自分は思っていたので、道挟んですぐ隣の敷地だったので。
- 委員長（内海まさかず君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） この請求なのですか、先ほど板倉校と藤岡校は解体をやりましたと。この請求書というのは、どちらの請求書なのですか。
- 委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。
- 証人（赤坂 学君） これは全部混ざってしまっています。
- 委員長（内海まさかず君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 混ざっているということは、板倉校と藤岡校の解体が合算でそっくり請求出ているということですね。これ分けることはできないのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。
- 証人（赤坂 学君） 一応自分の記憶をたどって、それを分けてきたのですが、発言してしまっても大丈夫ですか、この内容を。
- 委員長（内海まさかず君） では、ご説明願えますでしょうか。
- 証人（赤坂 学君） この解体工というのが一番上にあると思うのですが、これはもう藤岡の内装工事で行った人数なのです。重機費5台ってなっているのですが、これは1台、積込みのときに1日だけ持っていったという記憶があります。
- 委員長（内海まさかず君） それどちらの。
- 証人（赤坂 学君） 藤岡校です。
- 委員長（内海まさかず君） 藤岡校ですね。
- 証人（赤坂 学君） はい。今、藤岡校で全部発言します。重機回送費、これ4回とあるのですが、これも1回です。木くず処分費も、これは内装材を解体したので、藤岡校で8立米全部で

す。下の石膏ボードもそうです。コンクリートがらも中のはつりとか周りの瓦礫類を処分したので、全部藤岡校です。生木に関しては、先ほど言った道を挟んだ反対側の土地のやつと合算してしまっているのですけれども、2トン車1台分ぐらいだったと思うので、多分5立米とかだと思います。

○委員長（内海まさかず君） ごめんなさい。道を挟んだ反対というのは……

○証人（赤坂 学君） 板倉校です。板倉校は20立米ぐらいあったと思います。藤岡が5立米ぐらいだと思います。下の収集運搬費は、品目を数えると3台ぐらいなのかなという感じなのですけれども、で庭石処分となっているのですけれども、これ8台となっているのですけれども、多分台ではなくて立米だと思うのです、間違っしてしまっていて。単価がおかしいので、多分ここは立米だと思っています。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） この石の処分、さっき言ったように板倉校の……

○証人（赤坂 学君） これは板倉です、全部。

○委員（松本喜一君） そうですよ。これ藤岡ではないですよ。

○証人（赤坂 学君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 以上ですよ。

○証人（赤坂 学君） はい。

○委員（松本喜一君） では、石膏ボードとか、これ持っていったところの処分の証明書というのはいくらもらえるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） これ自分もちょっと探してみたのですけれども、ちょこちょこ間を、この日行けるよとか、うちで空いた日にちょこちょこ行っていたのです。それで、少しずつ土のう袋とかそういうのを持ってきて、また何日か空けてという形で行っていたので、恐らく相積みしてしまっているのだと思うのです、ほかの現場のと。なので、ちょっとマニフェストがそれ見つからなくて。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 相積みがあるから分からないのではなくて、処分するに当たっても、私のところも解体やるのですけれども、現場ごとに全部事務所に伝えていってやらないと振り分けができないので、そういうふうになっているのですけれども、そういうのはやっていないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） このメモ程度で人工代何人、この日何日、例えば今日は2人行ったとか、あと今日は石膏ボードどれぐらい持ってきたとか、木くずをどれぐらい持ってきたってチェックはしていたのですけれども、最後の例えばコンテナに、その現場のを一つにまとめていたということをしていなかったの、最後に終わった時点で集計出したという形になってしまっているのです。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私のところも石膏ボードは一気に最終処分場へ持って行くので、全部振り分けて持って行くのですけれども、となればそういう立米数が、トン袋ですか、こういう袋に幾つ持っていったとか、そのくらいのことはある程度はチェックはできるのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 一応それでチェックをしていて、最終的に出た数字がこの5立米という形になるのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、藤岡校はほとんど手で壊したということですよ、これ見ると、重機ではなくて。重機入れないから。

○証人（赤坂 学君） そうです。これは内装工事だったので、それなので解体工が17人行っているということです。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それと、屋根の雨漏りというお話が5か所ぐらい最終的にあると言ったのですけれども、その辺の雨漏りの解体もやったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 雨漏りの解体はやっていません。天井の石膏ボード、雨漏りか何かで染みになってしまったところの撤去だけはしましたけれども、屋根の解体はしていません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 藤岡校の見取図を提出していただきまして、これに照らし合わせ、どの部分を解体したのかのご説明をお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 赤インデックスの2の。

○副委員長（大浦兼政君） どこにでもあるのですが、1の2が一番最初のほうにありますので、1の2。

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫ですか。

赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 一番奥の和室になっていたのですけれども、そこの壁と間仕切り。

〔「和室の壁の間仕切り」と呼ぶ者あり〕

○証人（赤坂 学君） はい、押し入れ等があったのですけれども。

○副委員長（大浦兼政君） 見えました。後ろというか、3分の2辺り、和室、倉庫、宿泊室7と書いてあるところで、押し入れ。

○証人（赤坂 学君） はい。

〔「オーケー」と呼ぶ者あり〕

- 証人（赤坂 学君） 更衣室の土間のはつりと……
- 委員長（内海まさかず君） 更衣室の土間のはつり。
- 証人（赤坂 学君） はい。

〔「脱衣室ですね」と呼ぶ者あり〕

- 証人（赤坂 学君） あと、植栽関係は、この奥の。
 - 委員長（内海まさかず君） ほかにございますか。
 - 証人（赤坂 学君） あとは、食堂の天井ですか。食堂になっているところの天井。
 - 委員長（内海まさかず君） 食堂。全部ですか。
 - 証人（赤坂 学君） いや、ここは全部ではなかったかもしれないです。一部だったかもしれないですけども、ちょっと自分全部行ってたわけではないので確認は取れないですけども、ここも剥がしたというのは聞いています。
 - 委員長（内海まさかず君） 赤坂証人は、この現場には入られてはいるのでしょうか。
 - 証人（赤坂 学君） はい。全部ではないのですけれども、自分が行ったときはこの和室を壊して、あとこの脱衣室のはつり、あとは植栽のここに出ている生木って出ているのがこの奥に、一番奥にあったのですけれども、その片付けです。
 - 委員長（内海まさかず君） 奥というのは、この図面で言うと。
 - 証人（赤坂 学君） 入り口の反対側になるのですけれども。
 - 委員長（内海まさかず君） の反対側。
 - 証人（赤坂 学君） はい。
 - 委員長（内海まさかず君） 以上ですか。
 - 証人（赤坂 学君） はい、自分が行ったときは。
 - 委員長（内海まさかず君） 赤坂解体として行われた工事というものは、それが全部でしょうか。
 - 証人（赤坂 学君） そうですね。
 - 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
 - 副委員長（大浦兼政君） 確認いたします。先ほど職員室の和室の部分とおっしゃっていましたが、間仕切りとか、その天井とか床の解体とかもということですよ。
 - 証人（赤坂 学君） そうです。
 - 副委員長（大浦兼政君） 分かりました。
- 〔何事か呼ぶ者あり〕
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
 - 副委員長（大浦兼政君） 先ほど雨漏りのことがあったので、雨漏りの一部分解体されたと、屋根を解体されたとおっしゃった。

○証人（赤坂 学君） 屋根ではなくて、天井です。

○副委員長（大浦兼政君） 天井ね。ごめんなさい。もう一度、雨漏りの箇所はどこであったのか、そして工事、天井を壊した場所はどこか教えてください。

○委員長（内海まさかず君） では、まず見ていただいて、どこかというものを。

○証人（赤坂 学君） 食堂のホール付近だったと思います。

○委員長（内海まさかず君） では、取りあえず大浦副委員長にどこかというのを。
大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 証言の中で、トイレの屋根という話もありましたが、トイレの屋根はどうでしょうか。ごめんなさい。屋根ではなくて、天井です。雨漏りがあったということが赤坂さんの指摘で分かったという話が出ているのですが。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 自分が工事に行ったときは、その箇所は自分はやっていません。なので、うちの職人に聞いてみて、それはやったというのであれば確認は取れますけれども。

○委員長（内海まさかず君） では、後ほど確認していただければと思います。
大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ごめんなさい。いろいろなものが混ざってしまっている請求書、また工事概要になっていますので、我々ですと今判断がしづらい部分が当然ございます。もう少しこれを細かく分けて、いただいている部分もあるのですが、先ほど自分がやったものと社員さんとかがやられたもので記憶が曖昧であるとおっしゃっておりますので、そこを明確に文章化していただけるとありがたいと思っています。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） はい、分かりました。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、いかがでしょうか。
青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほどの請求書の件になります。先ほど請求書、学校法人陽光学園へ105万6,000円ということで、6月15日に振り込まれております。先ほど赤坂社長のほうで板倉校という、明確にこれは板倉校、これは藤岡校というお話ありましたが、これは初めから理解してこのような見積りを作られたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 見積り自体はありません。佐山さんにここ壊してくれとか、ここをやってくれって言われた形で、ではいついつだったら行けますという、本当に空いているときに行っていたので、常用という形で、かかった分だけでやらせていただいたので、それでこういう形の請求書になっているのですけれども、例えば自分は解体で言うと、例えば見積り出すとき一般的に坪幾らと

か平米幾らというのが見積りとして出すのですけれども、これに関してはどこまでやるのかとか、あとは値段を抑えてやりたいということだったので、それで常用という形でかかった分だけという形で請求させていただきました。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） といいますと、板倉校と藤岡校がこれは混じっているという請求書になっています。それは、そのことはもう事前に分かっている、この請求書は出されたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） これは、もう混ざって別に問題ないのかなって自分の中で理解していたので、それでかかった分だけ出しました。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 混ざっているのを理解していたということなのですが、佐山社長のほうからこういった形でやってくださいという指示があったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） かかった分だけお支払いするということがあったので、それで人工代とか重機代とか全部小分けにして出しました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 当然赤坂解体様のほうで解体をされた後、内装工事に入っていくという流れでよろしいわけですね。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） そうだと思います。解体しないことには、次の工事が入れないと思うので。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） こちらは、学童クラブを行うということは知っていたということでもよろしいわけですね。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） はい、そう伺っていました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 先ほど期日がいろいろ、1日でやったわけではないと、言われるたびに言ったとおっしゃっていたと思いますが、当然のようにここ壊すべきだと言われたときにやりに行ったということで、最終解体はいつ頃だったのかって分かりますか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 5月で締めているので、5月何日というのは分からないのですけれども、5月中に終わったという形だと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 証言の中で、令和4年の4月頃というのが、ちょうど我々選挙真っ最中で一番記憶に残っているのですが、皆様もいろんな証言が取れたのですが、板倉校の大規模改修をしていた時期だと思いますが、その道路を挟んだ反対側の土地についての処分、生木などもやられていましたが、当然そのときには板倉が改修されていたのは御覧になっていますか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 見えています。うちの姪っ子もここに行っていたので。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、私のほうからも質問させていただきたいと思いますが、先ほど板倉校の道を挟んだところに産廃がたくさんあって、それを処分したということなのですが、ごみ処理をした場合には、もう当然ご存じだとは思いますが、マニフェストを発行して、また施主にも渡さなければなりませんよね。その手続というものは、どのようにされたのでしょうか。

○証人（赤坂 学君） 恐らくちょこちょこ行っていたので、ほかの現場と相積みしてしまったものだと思います。

○委員長（内海まさかず君） では、発行していないということでしょうか。

○証人（赤坂 学君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 一つ質問します。基本的にはマニフェスト、一応施主まで戻ってくるわけですが、この納入先というのは決まっていたのですか。

○委員長（内海まさかず君） 赤坂証人。

○証人（赤坂 学君） 大体は、地域によって近いところに持っていったりするので、大体の処分場は決まっています。

○委員長（内海まさかず君） この場合は、どちらに持っていかれましたでしょうか。

○証人（赤坂 学君） それは答えないとまずいですか。

○委員長（内海まさかず君） 工事が的確に行われたのかというのであるならば、その処分先というのを教えてください。

○証人（赤坂 学君） 大体木くずというのが群馬県にあるグリーンマテリアルというところと取引しているので、そちらに行っていると思います。石膏ボードは、壬生町にあるBe e Route、コンクリートがらは恐らく近いところでいくと岩舟の原山産業さんか小山市の富士川さんか館林市の邑躍さんのどこかに行っていると思うのですが、どこかというのが確定できないです、これに関しては。

○委員長（内海まさかず君） 先ほどの、一般ごみではないから産廃でいいのかな、そういう産廃があったところで、庭石処分ということで、庭石だったのでしょうか、そこにあったものは……

○証人（赤坂 学君） 自然石です。

○委員長（内海まさかず君） 自然石。

○証人（赤坂 学君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 普通処分をする見積りだとか請求するときというのは、庭石という表記をされるのでしょうか。

○証人（赤坂 学君） 庭石って言ったり、基本的に自分らは庭石って書いてしまうのです、自然石に関しては。自然石って見積りに出したことないので、庭石という表記でいつも出しています。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、最後に確認させていただきたいと思います。

文書提出を2回ほどお願いしていると思いますが、赤坂解体さんでお持ちの書類というのは全部出していただいたのでしょうか。

○証人（赤坂 学君） はい。

○委員長（内海まさかず君） では、もうこれ以上出すものがないという状況、状態なのですね。

○証人（赤坂 学君） はい。

○委員長（内海まさかず君） それでは、先ほどの尋問の中で、藤岡の図面、雨漏りの箇所ですか。雨漏りの箇所でいいのかな、それとも解体した……

〔「雨漏りだけじゃないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、どのような……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

どのような工事、どこをやったのかというものを後で図面をお渡しします。図面ってお持ちですか。

○証人（赤坂 学君） いや、ないです。

○委員長（内海まさかず君） ないですね。お渡ししますので、そこにここだよって、こういうふうにしましたよという資料を提出いただきたいと思うのですけれども、大丈夫でしょうか。

○証人（赤坂 学君） はい、分かりました。

○委員長（内海まさかず君） そんなに時間がかかるものでもないとは思いますが、その確認もあると思いますので、1週間後には、来週の水曜日あたりには出していただけたらと思うのですが。

○証人（赤坂 学君） 分かりました。

○委員長（内海まさかず君） よろしく願いいたします。

○証人（赤坂 学君） それは、こちらにお持ちしたほうがいいのですか。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） もちろん郵便でも構いません。

○証人（赤坂 学君） はい、分かりました。

○委員長（内海まさかず君） それでは、以上で赤坂学さんに対する尋問を終了いたします。

赤坂学さんにおかれましては、誠にありがとうございました。

ここでご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

〔赤坂 学証人退室〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩に入ります。

（午前 11時31分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 1時00分）

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩に入ります。

（午後 1時00分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 1時23分）

◎その他

○委員長（内海まさかず君） それでは、お諮りいたします。

工事施工の実態を明らかにするために必要ですので、株式会社シンアイに対し、①藤岡校の工事、計550万円における受注書またはそれに類する書類、自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等、自ら工事を行ったことが分かる書類、下請に発注した場合、下請業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類及び下請業者からの領収書、ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト、工事日報またはそれに類する書類、②といたしまして、岩舟校の工事、880万円における受注書またはそれに類する書類、自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等、自ら工事を行ったことが分かる書類、下請に発注した場合、下請業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類及び下請業者からの領収書、ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト、工事日報またはそれに類する書類の記録。日付に関しては、先ほど読み上げたものの書類の日付についても同様といたします。分かる書類という、書類には日付をつけていただくという形になると思います。

ただいま読み上げました書類、記録ですが、全部の提出を求めているわけではなく、記録の一部

に営業上の秘密等が含まれる場合においては黒塗りにしていただいても構わないものです。趣旨は、それぞれの工事を施工したと、その日付が証明できる書類の提出を要請しているものであります。

続きまして、有限会社神崎電機商会に対して、藤岡校の工事、ひまわり学童クラブ栃木校電気工事、計478万円における受注書またはそれに類する書類、自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類、下請に発注した場合、下請業者への発注書等、発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類及び下請業者からの領収書、ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト、工事日報またはそれらに類する書類の記録を求めることとなりますが、全部の書類を求めているわけではなく、記録の一部に営業上の秘密等が含まれる場合には黒塗りの場合もあります。趣旨は、それぞれの工事を施工したことと、その日付が証明できる書類の提出を要請いたします。

続きまして、タヌマ内装に対しまして、藤岡校の工事、八州苑クロス、藤岡校の工事、計226万1,314円における受注書またはそれに類するメモ、自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類、下請に発注した場合、下請業者への発注書等、発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類及び下請業者からの領収書、ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト、工事日報またはそれに類する書類。

2番目といたしまして、岩舟校の工事、119万5,150円における受注書またはそれに類する書類、自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等、自ら工事を行ったことが分かる書類、下請に発注した場合、下請業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類及び下請業者からの領収書、ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト、工事日報またはそれに類する書類の提出を求めますが、全部の提出を求めているわけではなく、記録の一部に営業上の秘密等が含まれる場合には黒塗りの許可をします。また、その趣旨はそれぞれの工事を実施したことと、その日付が証明できる書類の提出を要請しているものであります。

続きまして、Tech Design株式会社に対しまして、岩舟校の京セラ複合機導入計161万7,000円における発注者及び納品場所の分かる書類、発注メーカー等への発注書、メーカー等からの納品書及び領収書等支払いが分かる書類、具体的にメーカー及び型番及び日付の入ったもの、作業日報またはそれに類する書類、2番目といたしまして、岩舟校の什器類及びパソコン類132万円における発注者及び納品場所の分かる書類、商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等支払いが分かる書類、メーカー及び型番及び日付の分かる書類、作業日報またはそれに類する書類の提出を求めることとし、提出期限については12月25日木曜日といたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 失礼いたしました。先ほどのTech Designの書類につきまして、先ほど読み上げた書類に関しては、全部の提出を求めるわけではなく、記録の一部に営業上の秘密等が含まれる場合においては、黒塗りの許可いたしたいと思っております。趣旨は、それぞれの物

品を納入したことが証明できる書類の提出を要請していくものであります。

以上の記録の提出を求めることとし、提出期限については12月25日木曜日といたします。なお、請求に当たっては、全部の書類を求めているわけではないこと、記録の一部に営業上の秘密等が含まれる場合は黒塗りにしても構わないことで、工事の施工や物品の納品等が証明できる書類があれば提出してほしいこととなります。また、記録の提出請求等に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定いたしました。

なお、資料等は速やかに委員の皆様へ送付いたしたいと思います。

委員の皆様にお諮りいたします。何か委員の皆様のほうからございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないですね。よろしいですね。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして当委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 1時33分）